

第4章 消防用設備等の技術基準
第15 避難器具

第4章 消防用設備等の技術基準

第15 避難器具

避難器具の設置及び維持に関する技術上の基準は、政令第 25 条、省令第 26 条及び第 27 条並びに金属製避難はしごの技術上の規格を定める省令（昭和 40 年 1 月 12 日自治省令第 3 号。以下「金属製避難はしご規格省令」という。）、避難器具の基準（昭和 53 年 3 月 13 日消防庁告示第 1 号。以下「避難器具基準告示」という。）、緩降機の技術上の規格を定める省令（平成 6 年 1 月 17 日自治省令第 2 号。以下「緩降機規格省令」という。）、避難器具の設置及び維持に関する技術上の基準の細目（平成 8 年 4 月 16 日消防庁告示第 2 号。以下「避難器具細目告示」という。）によるほか、次による。

1 防火対象物の用途及び階に適應する避難器具の種類（第 15-1 表参照）

第 15-1 表

防火対象物 \ 階	地階	2 階	3 階	4 階又は 5 階	6 階以上 ※11階以上の 階を除く
(6)項に掲げる防火対象物で、収容人員が20人（下階に同表(1)項から(4)項まで、(9)項、(12)項イ、(13)項イ、(14)項又は(15)項に掲げる防火対象物が存するものにあつては、10人）以上のもの	・避難はしご ・避難用タラップ	・滑り台 ・避難はしご ・救助袋 ・緩降機 ・避難橋 ・避難用タラップ	・滑り台 ・救助袋 ・緩降機 ・避難橋	・滑り台 ・救助袋 ・緩降機 ・避難橋	・滑り台 ・救助袋 ・避難橋
(5)項に掲げる防火対象物で、収容人員が30人（下階に同表(1)項から(4)項まで、(9)項、(12)項イ、(13)項イ、(14)項又は(15)項に掲げる防火対象物が存するものにあつては、10人）以上のもの (1)項から(4)項まで及び(7)項から(11)項までに掲げる防火対象物で、収容人員が50人以上のもの（特定主要構造部を耐火構造とした建築物の2階を除く。）	・避難はしご ・避難用タラップ	・滑り台 ・避難はしご ・救助袋 ・緩降機 ・避難橋 ・滑り棒 ・避難ロープ ・避難用タラップ	・滑り台 ・避難はしご ・救助袋 ・緩降機 ・避難橋 ・避難用タラップ	・滑り台 ・避難はしご ・救助袋 ・緩降機 ・避難橋	・滑り台 ・避難はしご ・救助袋 ・緩降機 ・避難橋
(12)項及び(15)項に掲げる防火対象物で、収容人員が、150人（無窓階又は地階にあつては100人）以上のもの	・避難はしご ・避難用タラップ		・滑り台 ・避難はしご ・救助袋 ・緩降機 ・避難橋 ・避難用タラップ	・滑り台 ・避難はしご ・救助袋 ・緩降機 ・避難橋	・滑り台 ・避難はしご ・救助袋 ・緩降機 ・避難橋
政令別表第 1 に掲げる防火対象物のうち、避難階又は地上に直通する階段が 2 以上設けられていない階で、収容人員が10人以上のもの		(注) ・滑り台 ・避難はしご ・救助袋 ・緩降機 ・避難橋 ・滑り棒 ・避難ロープ ・避難用タラップ	・滑り台 ・避難はしご ・救助袋 ・緩降機 ・避難橋 ・避難用タラップ	・滑り台 ・避難はしご ・救助袋 ・緩降機 ・避難橋	・滑り台 ・避難はしご ・救助袋 ・緩降機 ・避難橋

第4章 消防用設備等の技術基準

第15 避難器具

2 用語の定義

- (1) 省令第 23 条第 4 項第 7 号へに規定する「特定一階段等防火対象物」は、**第 15-1 図**の例による。
- (2) 「一動作型避難器具」とは、省令第 27 号第 1 項第 1 号ハに掲げる避難器具をいう。

3 避難器具の設置

- (1) 地上に直通する階段の個数の算出
政令第 25 条第 1 項第 5 号に規定する「地上に直通する階段」は、避難上有効な開口部を有しない壁で区画された部分ごとに、その個数を算出する。**(第 15-2 図参照)**
なお、防火対象物の主要構造部に直接取り付け、はしご状にして使用可能なもの（この項において「さるばしご」という。）は、政令第 32 条の規定を適用して、同令 25 条第 1 項第 5 号に規定する「避難階又は地上に直通する階段」として取り扱うことができる。
- (2) 収容人員の算定
政令第 25 条第 1 項第 5 号に規定する「収容人員」は、当該階全体で算定する。
- (3) 避難器具の設置個数の算定
ア 政令第 25 条第 2 項第 1 号に掲げる「避難器具の設置個数」は、階全体の収容人員により算定することとし、当該避難上有効な開口部を有しない壁で区画された部分ごとに算定してはならない。
イ 避難上有効な開口部を有しない壁で区画された部分を有する階において、収容人員を算定した結果、避難器具の設置個数が 1 である場合（避難器具の設置個数よりも避難上有効な開口部を有しない壁で区画された部分の数が多い場合）は、当該避難上有効な開口部を有しない壁で区画された部分のいずれかに避難器具を設けることで足りる。
- (4) 避難上有効な開口部を有しない壁で区画された部分の取扱いの例は、**第 15-3 図**のとおり。
- (5) 外気に面する部分に、バルコニーその他これに類するもの（この項において「バルコニー等」という。）を避難上有効に設けた防火対象物に設置する避難器具は、避難器具用ハッチに格納された金属製避難はしご又は救助袋とする。▲
- (6) 病院、幼稚園、保育園、社会福祉施設その他避難が困難な者が利用する防火対象物に設置する避難器具は、滑り台とする。▲ただし、避難が困難な者の状況に応じて、救助袋として差し支えない。
- (7) 劇場、百貨店、学校、博物館その他多数の者が利用する防火対象物に設置する避難器具は、救助袋又は滑り台とする。▲

4 特定一階段等防火対象物又はその部分に設ける避難器具

省令第 27 条第 1 項第 1 号に規定する「特定一階段等防火対象物」又はその部分に設ける避難器具は、次による。

- (1) 特定一階段等防火対象物又はその部分に該当するか否かの判断は、次のアからカまでに掲げるところによる。
ア **第 15-4 図**の例に示すとおり、特定用途部分が避難階以外の階に存し、2 系統ある屋内階段のうち、1 系統は全階に通じ、もう 1 系統は特定用途部分が存する階まで通じる場合は、特定一階段等防火対象物に該当しない。
イ **第 15-5 図**の例に示すとおり、特定用途部分が避難階以外の階に存し、屋内階段が 1 系統の場合は、特定用途部分が存しない階を含めて、特定一階段等防火対象物として取り扱う。ただし、2 階部分に設ける避難器具には、省令第 27 条第 1 項第 1 号の規定を適用しない。
ウ **第 15-6 図**の例に示すとおり、特定用途部分が避難階以外の階に存し、2 系統ある屋内階段のうち、1 系統は全階に通じ、もう 1 系統は特定用途部分以外の部分が存する階まで通じる場合は、特定一階段等防火対象物に該当する。ただし、屋内階段が 2 系統となる階に設ける避難器具には、省令第 27 条第 1 項第 1 号の規定を適用しない。
エ **第 15-7 図**の例に示すとおり、特定用途部分が避難階以外の階に存し、地階に至る屋内階段が 1 系統あり、地上階の屋内階段が 2 系統ある場合は、特定一階段等防火対象物に該当する。ただし、屋内階段が 2 系統となる階に設ける避難器具には、省令第 27 条第 1 項第 1 号の規定を適用しない。

第4章 消防用設備等の技術基準

第15 避難器具

オ 第 15-8 図の例に示すとおり、避難階以外の階に存する部分を、第 2 章第 1 政令別表第 1 に掲げる防火対象物の取扱い 5 (2)みなし従属の取り扱いにより、特定用途部分とみなす場合は、特定一階段等防火対象物に該当する。ただし、当該避難階以外の階に存する特定用途部分とみなす部分に設ける避難器具には、省令第 27 条第 1 項第 1 号の規定を適用しない。

カ 避難上有効な開口部を有しない壁で区画されている場合

(ア) 第 15-9 図の例に示すとおり、特定用途部分が避難階以外の階に存し、屋内階段が 2 系統あるが、避難上有効な開口部を有しない壁で区画された場合は、特定一階段等防火対象物に該当する。

(イ) 第 15-10 図の例に示すとおり、特定用途部分が避難階以外の階に存し、屋内階段が 2 系統あるが、避難上有効な開口部を有しない壁で区画された部分と区画されない部分が存する場合は、特定一階段等防火対象物に該当する。ただし、屋内階段が 2 系統となる階に設ける避難器具には、省令第 27 条第 1 項第 1 号の規定を適用しない。

(2) 省令第 27 条第 1 項第 1 号イに規定する「安全かつ容易に避難することができる構造のバルコニー等」とは、おおむね 2 m²以上の床面積を有し、かつ、床面からの高さが 1.1m 以上の手すりその他の転落防止のための措置を講じた直接外気に開放されたバルコニー、同一フロアの屋上その他これらに準じるものをいう。●(第 15-11 図参照) この場合において、避難器具用ハッチに格納されたもの以外を用いるときは、手すりを 1.2m 以下の高さとし、又は避難上支障のないようステップ等を設けること(第 5 (1)ク及び第 5 (2)キ(ア)において同じ。)

(3) 省令第 27 条第 1 項第 1 号ロに規定する「常時、容易かつ確実に使用できる状態」とは、避難はしご(固定はしごに限る。)、避難用タラップ(固定式に限る。)、滑り台、滑り棒、緩降機等を常時、組み立てられた状態で設置する等、避難器具が常時、即時に使用できる状態で設置された状態をいう。この場合において、省令第 27 条第 1 項第 3 号ロに規定する「使用方法」を表示する標識は、実態の使用方法和整合を図ること。

これらの例を次のア、イに示す。(第 15-12 図参照)

ア 緩降機の調整器の安全環がアーム先端の吊り輪に掛けられ、止め金具を確実に締め上げ、容易に取り外せない状態で設置されるもの

イ 支柱を伸長した状態で設置されるもの

(4) 一動作型避難器具は、特定一階段等防火対象物以外の防火対象物に設置しても差し支えない。

(5) 避難器具設置等場所の表示

省令第 27 条第 1 項第 3 号イ、ロ及びハに規定する「標識」は、次による。(第 15-13 図参照)

ア 省令第 27 条第 1 項第 3 号イに規定する「容易に識別できるような措置」とは、避難器具細目告示第 5 第 1 号に規定する「標識」を設けることをいう。

イ 省令第 27 条第 1 項第 3 号ハに規定する「標識」は、次による。

(ア) 標識には避難器具設置等場所のほか、避難施設(階段等)、避難器具設置等場所への出入口を明示する。

(イ) 標識は、エレベーターホール又は階段室の出入口付近のいずれかのうち、日常的に利用される箇所に設ける。

なお、エレベーターホール及び階段室の出入口付近の両方に標識を設けても差し支えない。

(ウ) 標識は、避難器具設置等場所及び避難施設が容易に識別できる大きさとし、破損又は汚損しない方法により表示する。

ウ エレベーターホール又は階段室の出入口からアの標識を目視することができ、かつ、当該出入口から当該標識までの距離が 5 m 以内の場合は、省令第 27 条第 1 項第 3 号ハに規定する「標識」の設置を要しない。

5 避難器具の設置方法等

避難器具を設置する位置、構造、取付部の開口部の大きさ、操作面積、降下空間、避難空地、避難通路等(この項において「設置方法等」という。)は、次による。

(1) 共通事項

ア 政令第 25 条第 2 項第 2 号に規定する「避難に際して容易に接近することができ」とは、避難器具が設置された階の各部分から避難器具に至る経路が確保され、当該経路に扉がある場合は施錠装置がないことをいう。

なお、サムターン錠、クレセント錠等の当該経路の内側から鍵を用いることなく容易に開錠できる構造の施錠装置を設けた扉は、避難に際して容易に接近することができるものとして取り扱う。

イ 管理権原が異なること等により、避難器具に至る経路に施錠装置を設け、当該経路が確保できない場合は、管理権原ごとに避難器具を設置する。●(第 15-14 図参照)

ウ 避難器具は、防火対象物の関係者又は利用者の目に触れにくい機械室、収納庫等に設けてはならない。●

エ 屋内からバルコニー等に設ける避難器具に至る扉は、幅 0.75m 以上、高さ 1.8m 以上、下端の床面からの高

第4章 消防用設備等の技術基準

第15 避難器具

- さは0.15m以下とする。▲（第15-15図参照）ただし、避難上支障がない場合は、この限りでない。
- オ 隣接するバルコニー等が隔板等によって隔てられる場合は、当該隔板等を容易に開放し、除去し、又は破壊でき、かつ、当該隔板等には次の(ア)から(ウ)までに掲げる事項を表示する。▲（第15-16図参照）
- なお、隔板の大きさは、概ね幅0.6m以上、高さ0.8m以上、下端の床面からの高さは0.15m以下とする。
- (ア) 当該バルコニー等が避難経路として使用される旨
- (イ) 当該隔板等を開放し、除去し、又は破壊する方法
- (ウ) 当該隔板等の近傍に避難上支障となる物品を置くことを禁ずる旨
- カ 政令第25条第2項第2号に規定する「階段、避難口その他の避難施設から適当な距離にあり」とは、階段、避難口その他の避難施設から適当な距離を隔てた位置に設け、火災時にすべての居室から、少なくとも一以上の避難経路を利用して避難できるよう考慮して配置することをいう。●（第15-17図参照）
- キ 避難器具は、避難器具を設置した階から地上まで避難できるように設置する。この場合において、セットバックした防火対象物又は避難器具用ハッチに格納された避難器具のように、避難階以外のバルコニー等に一時的に降下する場合は、次の避難器具まで誤りなく通じるよう降着面と近接して設置する。●（第15-18図参照）ただし、次の避難器具の方向を明示した標識を設けた場合は、この限りでない。
- ク 取付部が転落のおそれのある場合は、高さ1.1m以上の手すりを設ける等転落防止の措置を講じる。●
- なお、当該措置は、夜間における避難器具の取り扱いを容易にするための照明器具の設置を義務付けるものではないが、夜間に避難器具の取り扱いが困難となり又は転落のおそれがある場合は、照明設備を設置する。●
- ケ 政令第25条第2項第1号の規定により、2個以上の避難器具を設置する場合は、極端に偏在しないよう避難器具相互を適当な距離となる位置に設置する。▲
- コ 避難空地は、同一敷地内とする。▲ただし、道路又は国若しくは地方公共団体等の管理する公園で、将来にわたり空地の状態が維持される場合は、この限りでない。
- サ 避難空地には、駐車場、駐輪場、植栽（芝生、地被植物その他草丈が低く避難上支障のないものを除く。）その他避難上支障となるものを設けない。
- シ 避難空地には、避難空地を示すペイント又は囲いを設ける。●
- ス 避難通路は、原則として敷地内の屋外の通路とする。●（第15-19図参照）ただし、避難上安全な経路が確保される場合は、この限りでない。
- セ 避難通路は、周囲の状況から避難上安全と認める場合は、避難器具細目告示第3第1号(1)ト、(2)ト、第2号から第6号まで及び第8号に規定する「幅員」未満として差し支えない。
- ソ 地階に設ける避難器具は、原則として、固定式の避難はしご又は避難用タラップとし、ドライエリア（地階に相当する建築物の外壁に沿った空堀をいう。）又は避難器具専用室に設ける。●ただし、避難上安全な避難経路が確保される場合には、この限りでない。
- タ 避難器具専用室は、地階以外にも設置することができる。
- (2) 避難はしご（固定はしご）（省令第27条第1項第4号及び避難器具細目告示第3第1号(1)関係）
- 設置方法等は、第15-20図によるほか、次による。
- ア 避難器具細目告示第3第1号(1)イの例は、第15-21図のとおり。
- イ 避難器具細目告示第3第1号(1)ロの例は、第15-22図のとおり。床面から開口部の下端までの高さが1.2mを超える場合において、ステップ等を設けるときは、床面からステップ等の上端までの高さが0.3m以下となるように設けること。
- ウ 避難器具細目告示第3第1号(1)ニの例は、第15-23図のとおり。
- なお、固定はしごの降下口の大きさは、直径0.5m以上の円が内接する大きさとする。この場合において、降下口に下ぶたを有するものにあつては、当該下ぶたの下端は、避難器具用ハッチの下ぶたが開いた場合に、避難空地の床面上1.8m以上の位置とすること。▲
- エ 避難器具細目告示第3第1号(1)ホの例は、第15-24図のとおり。
- オ 避難器具細目告示第3第1号(1)リ of の例は、第15-25図のとおり。
- カ 避難器具細目告示第3第1号(1)ヘの例は、第15-26図のとおり。
- キ 4階以上の階に固定はしごを設けるときは、アからカまでによるほか、次による。
- (ア) 省令第27条第1項第4号ホ(ロ)に規定する「安全かつ容易に避難することができる構造のバルコニー等」とは、おおむね2㎡以上の床面積を有し、かつ、手すりその他の転落防止のための措置を講じたバルコニーその他これに準ずるものをいう。●
- (イ) 省令第27条第1項第4号ホ(ハ)に規定する「固定はしご」相互間は0.6m以上の離隔をとること。（隣接するバルコニー等が隔板等によって隔てられる場合の当該隔板も同様とする。●）
- (ウ) 省令第27条第1項第4号ホ(ハ)ただし書きに規定する「避難上及び安全上支障のないもの」の例は、第15-27図のとおり。

第4章 消防用設備等の技術基準

第15 避難器具

- (3) 避難はしご（つり下げ式の避難はしご）（省令第 27 条第 1 項第 5 号及び避難器具細目告示第 3 第 1 号(1)関係）
設置方法等は、**第 15-28 図**によるほか、次による。
- ア 避難器具細目告示第 3 第 1 号(1)イの例は、**第 15-21 図**のとおり。
 - イ 避難器具細目告示第 3 第 1 号(1)ロの例は、**第 15-22 図**のとおり。床面から開口部の下端までの高さが 1.2m を超える場合において、ステップ等を設けるときは、床面からステップ等の上端までの高さが 0.3m 以下となるように設けること。
 - ウ 避難器具細目告示第 3 第 1 号(1)ニの例は、**第 15-29 図**のとおり。
 - エ 避難器具細目告示第 3 第 1 号(1)ホの例は、**第 15-30 図**のとおり。
 - オ 避難器具細目告示第 3 第 1 号(1)チの例は、**第 15-31 図**のとおり。
 - カ 避難器具細目告示第 3 第 1 号(1)リ of 例は、**第 15-32 図**のとおり。
 - キ 避難器具細目告示第 3 第 1 号(1)ヘの例は、**第 15-33 図**のとおり。
 - ク 避難器具細目告示第 3 第 1 号(1)トの例は、**第 15-34 図**のとおり。
 - ケ 金属製以外の避難はしごは、避難器具の基準に適合するもの又は認定品とする。●
- (4) 避難器具用ハッチに格納した金属製避難はしご（省令第 27 条第 1 項第 5 号及び避難器具細目告示第 3 第 1 号(2)関係）
設置方法等は、**第 15-35 図**によるほか、次による。
- ア 避難器具用ハッチは、避難器具細目告示に適合するもの又は認定品とする。●
 - イ はしごの吊り元は、建物側とすること。▲
 - ウ 避難器具細目告示第 3 第 1 号(2)ニの例は、**第 15-36 図**のとおり。この場合において、固定はしご相互間は**第 15-37 図**の例のように 0.6m 以上の離隔をとる（隣接するバルコニー等が隔板等によって隔てられている場合の当該隔板も同様とする。）こと。●
 - エ 避難器具細目告示第 3 第 1 号(1)ニの例は、**第 15-38 図**のとおり。
 - オ 避難器具細目告示第 3 第 1 号(2)ホの例は、**第 15-39 図**のとおり。
 - サ 避難器具細目告示第 3 第 1 号(1)リ of 例は、**第 15-40 図**のとおり。
 - シ 避難器具細目告示第 3 第 1 号(2)ヘの例は、**第 15-41 図**のとおり。
- (5) 緩降機（省令第 27 条第 1 項第 6 号及び避難器具細目告示第 3 第 2 号関係）
設置方法等は、**第 15-42 図**によるほか、次による。
- ア 避難器具細目告示第 3 第 2 号(5)の例は、**第 15-43 図**のとおり。
 - イ 避難器具細目告示第 3 第 1 号(1)イの例は、**第 15-21 図**のとおり。
 - ウ 避難器具細目告示第 3 第 2 号(2)及び(4)の例は、**第 15-44 図**のとおり。
 - エ 避難器具細目告示第 3 第 1 号(1)ニの例は、**第 15-45 図**のとおり。
 - オ 避難器具細目告示第 3 第 2 号(3)の例は、**第 15-46 図**、**第 15-47 図**のとおり。
 - カ 避難器具細目告示第 3 第 2 号(3)に規定する「壁面」とは、全く開口部を有しない壁面であることまで求めるものではない。したがって、バルコニー等の部分も、壁面のない部分の状況が緩降機での降下に支障を生じないものと判断できる場合は、壁面として取り扱って差し支えない。
- (6) 救助袋（斜降式のもの）（省令第 27 条第 1 項第 10 号及び避難器具細目告示第 3 第 3 号(1)関係）
設置方法等は、**第 15-48 図**によるほか、次による。
- ア 避難器具細目告示第 3 第 3 号(1)イの例は、**第 15-49 図**のとおり。
 - イ 避難器具細目告示第 3 第 1 号(1)ロの例は、**第 15-22 図**のとおり。床面から開口部の下端までの高さが 1.2m を超える場合において、ステップ等を設けるときは、床面からステップ等の上端までの高さが 0.3m 以下となるように設けること。
 - ウ 避難器具細目告示第 3 第 3 号(1)ロの例は、**第 15-50 図**のとおり。
 - エ 避難器具細目告示第 3 第 3 号(1)ハの例は、**第 15-51 図**のとおり。
 - オ 避難器具細目告示第 3 第 3 号(1)ニの例は、**第 15-52 図**のとおり。
 - カ 避難器具細目告示第 3 第 3 号(1)ヘの例は、**第 15-53 図**のとおり。
 - キ 救助袋は、避難器具の基準に適合するもの又は認定品とする。●
- (7) 救助袋（垂直式のもの）（省令第 27 条第 1 項第 10 号及び避難器具細目告示第 3 第 3 号(2)関係）
設置方法等は、**第 15-54 図**によるほか、次による。
- ア 避難器具細目告示第 3 第 3 号(1)イの例は、**第 15-49 図**のとおり。
 - イ 避難器具細目告示第 3 第 1 号(1)ロの例は、**第 15-22 図**のとおり。床面から開口部の下端までの高さが 1.2m を超える場合において、ステップ等を設けるときは、床面からステップ等の上端までの高さが 0.3m 以下となるように設けること。
 - ウ 避難器具細目告示第 3 第 3 号(1)ロの例は、**第 15-55 図**のとおり。

第4章 消防用設備等の技術基準

第15 避難器具

- エ 避難器具細目告示第3第3号(2)イの例は、**第15-56図**のとおり。
- オ 避難器具細目告示第3第3号(2)ロの例は、**第15-57図**のとおり。
- カ 避難器具細目告示第3第3号(2)ハの例は、**第15-58図**のとおり。
- キ 救助袋は、避難器具の基準に適合するもの又は認定品とする。●

- (8) 救助袋（避難器具用ハッチに格納したもの）（省令第27条第1項第10号及び避難器具細目告示第3第3号関係）

設置方法等は、**第15-59図**によるほか、次による。

- ア 避難器具用ハッチは、避難器具細目告示に適合するもの又は認定品とする。●
- イ 避難器具細目告示第3第1号(2)ニの例は、**第15-60図**のとおり。この場合において、救助袋相互間は**第15-37図**の例のように0.6m以上の離隔をとる（隣接するバルコニー等が隔板等によって隔てられている場合の当該隔板も同様とする。）こと。●
- ウ 避難器具細目告示第3第1号(1)ニの例は、**第15-61図**のとおり。
- エ 避難器具細目告示第3第1号(2)ホの例は、**第15-62図**のとおり。
- オ 避難器具細目告示第3第1号(1)リの例は、**第15-63図**のとおり。
- カ 避難器具細目告示第3第1号(2)ヘの例は、**第15-41図**のとおり。
- キ 救助袋は、避難器具の基準に適合するもの又は認定品とする。●

- (9) 滑り台（省令第27条第1項第7号及び避難器具細目告示第3第4号関係）

設置方法等は、**第15-64図**及び**第15-65図**によるほか、次による。

- ア 避難器具細目告示第3第4号(1)の例は、**第15-66図**のとおり。
- イ 避難器具細目告示第3第1号(1)ロの例は、**第15-22図**のとおり。床面から開口部の下端までの高さが1.2mを超える場合において、ステップ等を設けるときは、床面からステップ等の上端までの高さが0.3m以下となるように設けること。
- ウ 避難器具細目告示第3第4号(3)の例は、**第15-67図**のとおり。
- エ 避難器具細目告示第3第4号(4)の例は、**第15-68図**のとおり。
- オ 避難器具細目告示第3第4号(5)の例は、**第15-69図**のとおり。
- カ 滑り台は、避難器具の基準に適合するもの又は認定品とする。●

- (10) 滑り棒（省令第27条第1項第8号及び避難器具細目告示第3第5号関係）

設置方法等は、次による。

- ア 安全、確実かつ容易に使用される構造のものであることを原則とする。
- イ 避難器具細目告示第3第1号(1)イの例は、**第15-21図**のとおり。
- ウ 避難器具細目告示第3第1号(1)ロの例は、**第15-22図**のとおり。床面から開口部の下端までの高さが1.2mを超える場合において、ステップ等を設けるときは、床面からステップ等の上端までの高さが0.3m以下となるように設けること。
- エ 避難器具細目告示第3第1号(1)ニの例は、**第15-29図**のとおり。
- オ 避難器具細目告示第3第5号(1)の例は、**第15-70図**のとおり。
- カ 避難器具細目告示第3第5号(2)の例は、**第15-71図**のとおり。
- キ 避難器具細目告示第3第5号(3)の例は、**第15-72図**のとおり。

- (11) 避難ロープ（省令第27条第1項第8号及び避難器具細目告示第3第6号関係）

設置方法等は、**第15-73図**によるほか、次による。

- ア 安全、確実かつ容易に使用される構造のものであることを原則とする。
- イ 避難器具細目告示第3第1号(1)イの例は、**第15-21図**のとおり。
- ウ 避難器具細目告示第3第1号(1)ロの例は、**第15-22図**のとおり。床面から開口部の下端までの高さが1.2mを超える場合において、ステップ等を設けるときは、床面からステップ等の上端までの高さが0.3m以下となるように設けること。
- エ 避難器具細目告示第3第1号(1)ニの例は、**第15-29図**のとおり。
- オ 避難器具細目告示第3第6号(1)の例は、**第15-74図**のとおり。
- カ 避難ロープは、避難器具の基準に適合するもの又は認定品とする。●

- (12) 避難橋（省令第27条第1項第9号及び避難器具細目告示第3第7号関係）

設置方法等は、次による。

- ア 避難器具細目告示第3第7号(1)の例は、**第15-75図**のとおり。
- イ 避難器具細目告示第3第7号(4)の例は、**第15-76図**のとおり。
- ウ 公共用道路上空以外に設ける避難橋は、次による。▲

第4章 消防用設備等の技術基準

第15 避難器具

- (ア) 避難橋の主要な部分は、不燃材料とし、構造耐力上主要な部分は鋼材、鉄筋コンクリートその他アルミニウム等の耐久性のある材料で造る。
なお、ここでいう「構造耐力上主要な部分」とは、はり、けた、床及びつなぎ材をいう。
 - (イ) 避難橋は、構造耐力上主要な部分に作用する自重、積載、荷重、積雪その他衝撃等に対して構造耐力上安全であるように計算されるものとする。
なお、避難橋に作用する積載荷重は、1㎡につき500kg以上とする。
 - (ウ) 鋼材、アルミニウム等を使用する避難橋の主要な部分を接合するには、リベット打ち又は溶接とする。
 - (エ) 避難橋の幅は0.6m以上とし、勾配は5分の1未満とする。ただし、5分の1以上の高低差を生じるところに設ける場合は、避難上有効な段を設け、階段式としても差し支えない。
 - (オ) 避難橋には、転落防止のために高さ0.1m以上の巾木及び高さ1.1m以上の手すり並びに間隔0.2m以内ごとに手すり子を設け、床面には間隔を設けない。
 - (カ) アルミニウム等高温により溶融しやすいもの又は熱により耐力を著しく減少する材料を用いる場合は、断熱性のある不燃性の材料で被覆する。ただし、避難橋の下方に開口部のない耐火構造の壁がある場合は、この限りでない。
 - (キ) 避難橋は、避難上有効な場所に取付けるとともに、出入口以外の開口部から2m以上離れた位置に設けておく。
 - (ク) 避難橋付近の適宜な場所（橋の両端について）には、懐中電灯、ロープ等を収納した箱等を設けておく。
 - (ケ) 避難の用に供する場合以外は、使用しない。
 - (コ) 避難橋を設置する建築物の部分についても、構造耐力上の安全を確認すること。
 - (サ) 避難橋は、充分なかり長さをもたせ、常時架橋しておく。ただし、機械等の装置により安全に、かつ、速やかに架設操作できるものについては、この限りでない。
- エ 公共用道路上空に設ける避難橋は、ウ(ア)から(コ)までを準用するほか、次による。▲
- (ア) 公共用道路上に避難橋を設ける場合は、常時架橋してはならない。ただし、関係官公庁の許可を得たものは、この限りでない。
 - (イ) 避難橋を架設するには、転倒式、伸長式、回転式等の移動式とする。なお、移動式のものでも、一端をヒンジ、ブラケット等で常時一方の建築物に緊結しておき、避難時容易に架設操作ができるようにしておく。
 - (ウ) 道路上に架設する避難橋は、おおむね5m未満の道路に架設する。

- (13) 避難用タラップ（省令第27条第1項第9号及び避難器具細目告示第3第8号関係）
設置方法等は、次による。

ア 避難器具細目告示第3第8号(1)の例は、**第15-77図**による。

イ 避難器具細目告示第3第8号(4)の例は、**第15-78図**による。

- (14) 防火対象物がセットバックし、通常の避難器具の取付けが困難である場合は、**第15-79図**により設置することができる。この場合、避難器具を使用する際に転落するおそれのある場合は、降下空間外に転落防止柵を設ける等の安全対策を講じること。

6 避難器具専用室

避難器具専用室は、**第15-80図**の例によるほか、次による。

- (1) 避難器具細目告示第4第2号に規定する「避難に際し支障のない広さ」とは、一辺の長さがおおむね0.9m以上で、かつ、2㎡以上の広さをいう。●
- (2) 避難器具細目告示第4第3号に規定する「非常照明」は、建基令第5章第4節に規定されるものをいい、配線方式、非常電源等を含め、建基法令の技術基準に適合するものであること。

第4章 消防用設備等の技術基準

第15 避難器具

7 避難器具に係る標識

第 15-2 表

種 類	設置場所	大きさ	色	表示方法
設置位置を表示する標識	避難器具、又は避難器具直近の見やすい位置	縦：12cm以上 横：36cm以上	白地に黒文字（避難器具である旨を容易に判別できる場合は他の色をもってかえることができる。）	文字「避難器具」 文字の大きさ 5 cm以上
使用方法を表示する標識		縦：30cm以上 横：60cm以上		使用方法をわかりやすく表示する文字の大きさ 1 cm以上
設置位置まで誘導する標識	設置位置に至る廊下、通路及び室の入り口等	縦：12cm以上 横：36cm以上		文字「避難器具」 文字の大きさ 5 cm以上

備考 1 設置位置を表示する標識及び設置位置まで誘導する標識の表示方法のうち、避難ロープ、避難はしご等一般に普及している用語は、当該器具名をもってかえて差し支えない。

2 灯火とする場合は、常時点灯の予備電源内蔵式とする。

(1) 避難器具の位置を示す標識は、次による。

ア 避難器具細目告示第 5 第 1 号に規定する「標識」の文字の大きさは、縦横 5 cm以上とする。▲

なお、避難ロープ、避難はしご等一般に普及している用語は、当該器具名をもってかえて差し支えない。

(第 15-81 図参照)

イ 避難器具細目告示第 5 第 1 号(4)に規定する「相互に対比色となる配色」とは、地色を白色、文字を黒色とする配色をいう。▲

また、灯火とする場合は、常時点灯しているものであって、常用電源が停電したときは、自動的に常用電源から予備電源に切り替えられるものであること。▲

(2) 避難器具細目告示第 5 第 2 号に規定する「標識」は、次による。

ア 標識の大きさは、縦 0.3m以上、横 0.6m以上とする。●

イ 標識の色は、地色を白色、文字を黒色とする。●

ウ 標識の文字の大きさについては、縦横 1 cm以上とする。●

(3) 降下地点の表示

避難器具の降下地点には、降下地点であることを明示した標識を設けること。▲

8 取付方法

避難器具の取付方法は、避難器具細目告示第 8 に規定するほか、避難器具を取り付ける固定部には、一定の強度が求められることから木造部分への取り付けを避けたり、取付け具を固定するには、一定の強度を有する金属拡張アンカーで施工する必要がある等、避難器具を取り付ける固定部の強度、取付け具の構造及び強度、取付け具を固定する場合の工法等について留意すること。

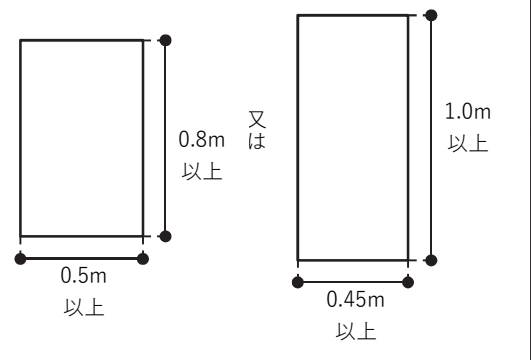
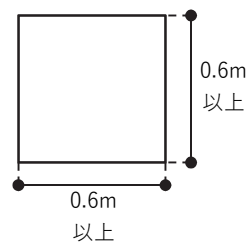
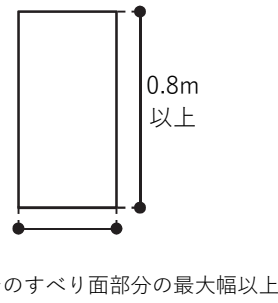
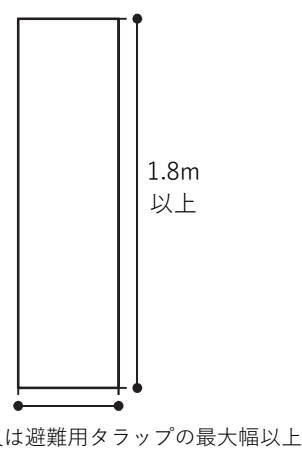
9 各避難器具設置例

各避難器具の取付部、操作面積、降下空間及び避難空地は、第 15-3 表から第 15-6 表までによる。

第4章 消防用設備等の技術基準
第15 避難器具

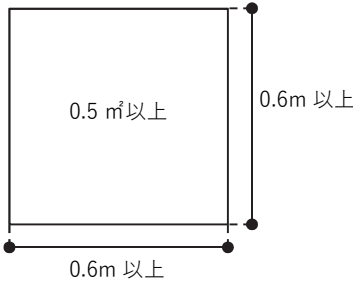
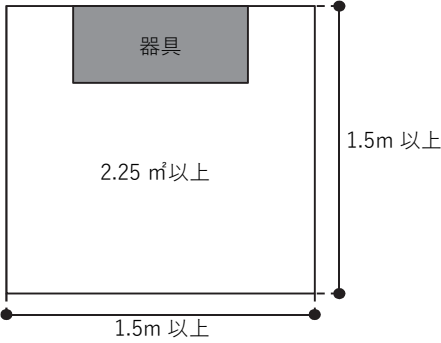
第 15- 3 表

取付部の開口部の大きさ

避難器具の種類	取付部の開口部の大きさ	
○避難はしご (避難器具用ハッチに格納したものを除く。) ○緩降機 ○滑り棒 ○避難ロープ	(壁面の部分に設ける場合) 高さ：0.8m以上 幅：0.5m以上 又は 高さ：1 m以上 幅：0.45m以上 (床面の部分に設ける場合) 直径0.5m以上の円が内接できるものであること。	
○救助袋 (避難器具用ハッチに格納したものを除く。)	高さ及び幅が、それぞれ0.6 m以上で、入口金具を容易に操作できる大きさであり、かつ、使用の際、袋の展張状態を近くの開口部等（当該開口部を含む。）から確認できるものであること。	
○滑り台	高さ：0.8m以上 幅：滑り台の滑り面部分の最大幅以上	
○避難橋 ○避難用タラップ	高さ：1.8m以上 幅：避難橋又は避難用タラップの最大幅以上	

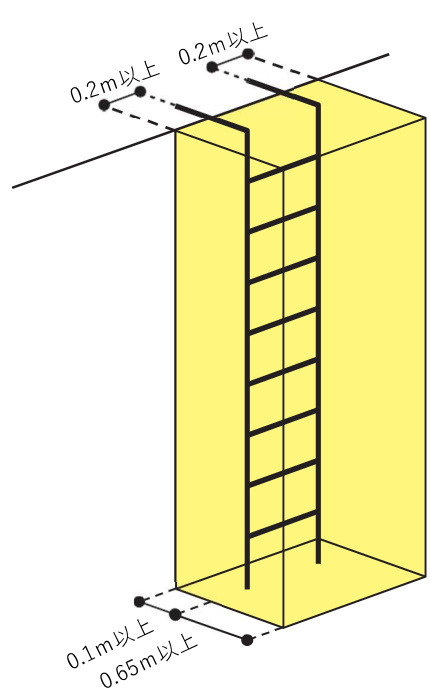
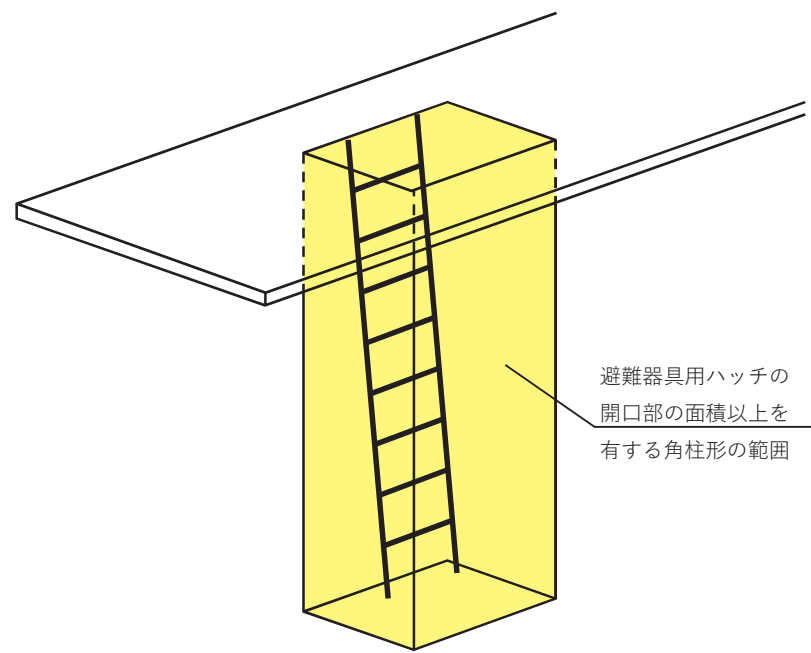
第4章 消防用設備等の技術基準
第15 避難器具

第 15-4 表 操 作 面 積

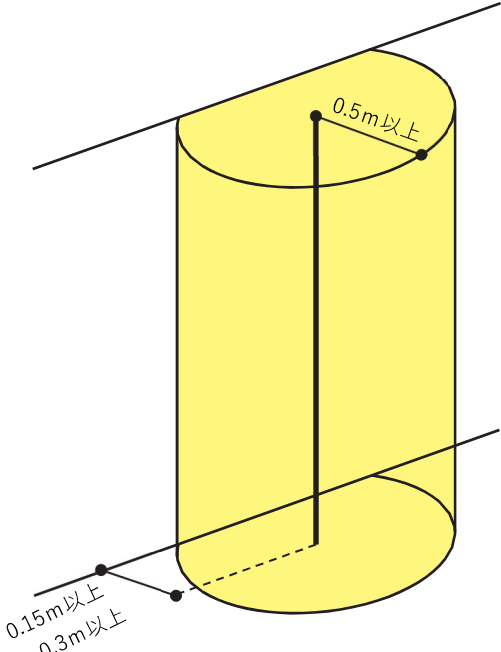
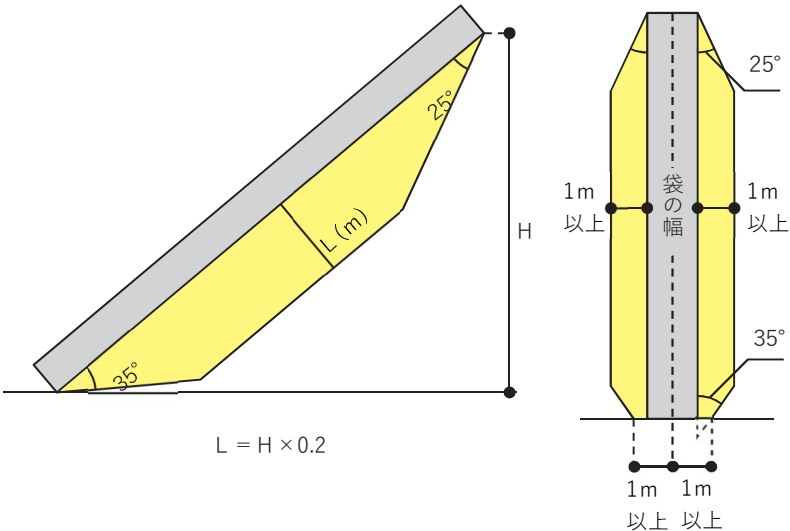
避難器具の種類	操作面積	
○ 避難はしご ○ 緩降機 ○ 救助袋 (避難器具用ハッチに格納したもの。) ○ 滑り棒 ○ 避難ロープ	0.5㎡以上（当該器具の水平投影面積を除く。）、かつ、一辺の長さはそれぞれ0.6m以上であり、当該器具の操作に支障ないもの。	
○ 救助袋 (避難器具用ハッチに格納したものを除く。)	幅1.5m以上、奥行1.5m以上（器具の設置部分を含む。） ただし、操作に支障のない範囲で形状を変えることが出来るものとし、この場合の操作面積は2.25㎡以上とすること。	
○ 滑り台 ○ 避難橋 ○ 避難用タラップ	当該器具を使用するのに必要な広さ	

第4章 消防用設備等の技術基準
第15 避難器具

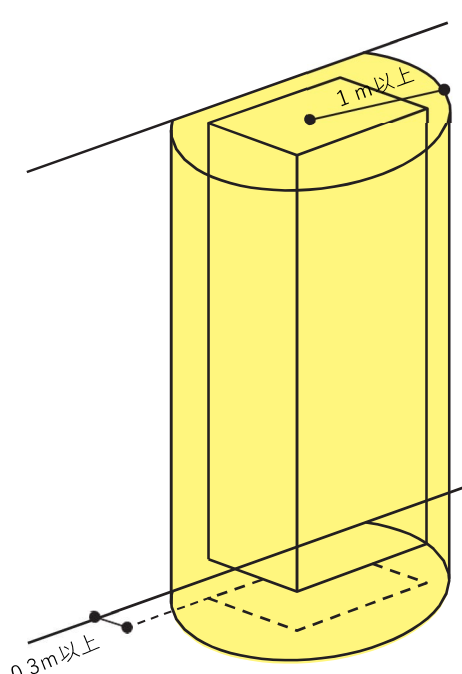
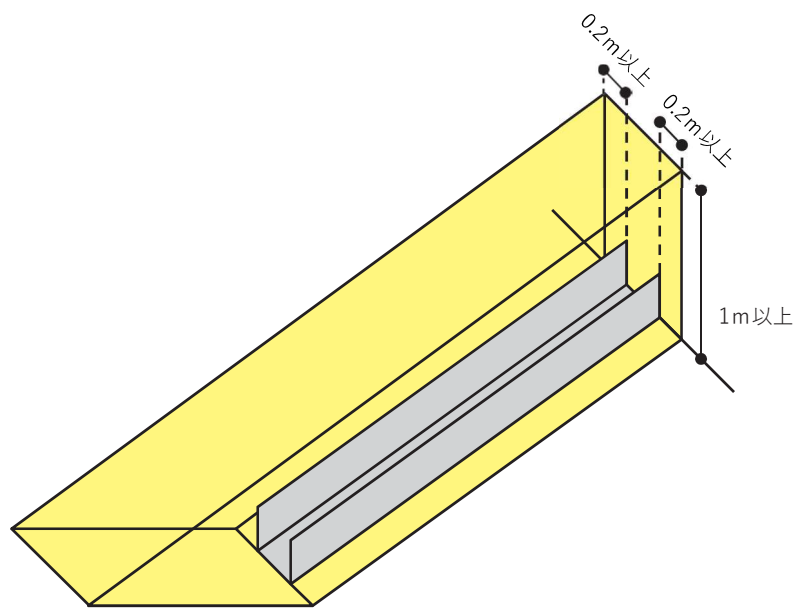
第 15- 5 表 降 下 空 間

避難器具の種類	降 下 空 間
○避難 はしご (避難器具用ハッチに格納したものを除く。)	縦棒の中心線からそれぞれ外方向（縦棒の数が1本の場合は、横さんの端からそれぞれ外方向）に0.2m以上及び器具の前面から奥行0.65m以上の角柱形の範囲  0.2m以上 0.2m以上 0.1m以上 0.65m以上
○避難 はしご (避難器具用ハッチに格納したもの。) ○救 助 袋 (避難器具用ハッチに格納したもの。)	ハッチの開口部から降着面等まで当該ハッチの開口部の面積以上を有する角柱形の範囲  避難器具用ハッチの開口部の面積以上を有する角柱形の範囲

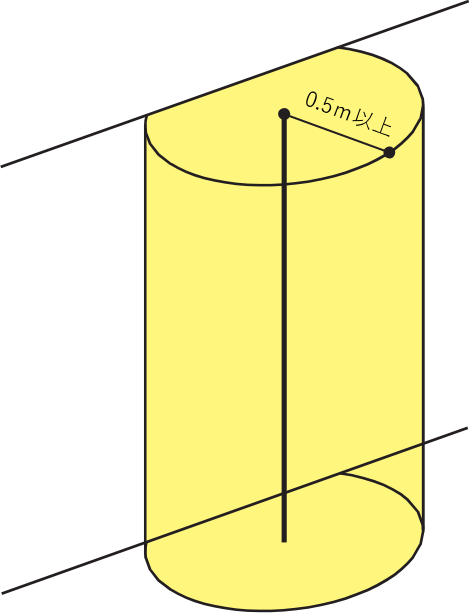
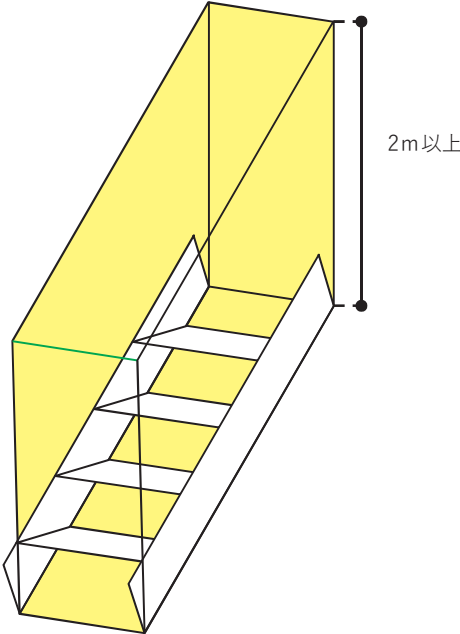
第4章 消防用設備等の技術基準
第15 避難器具

避難器具の種類	降 下 空 間
○ 緩 降 機	器具を中心とした半径0.5mの円柱形に包含される範囲以上 ただし、0.1m以内の避難上支障のない場合、若しくは0.1mを超える場合でもロープを損傷しない措置を講じた場合は突起物を降下空間内に設けることができる。 
○ 救 助 袋 (斜 降 式)	救助袋の下方及び側面の方向に対し上部は25°、下部は35° の下図による範囲内 ただし、防火対象物の側面に沿って降下する場合の救助袋と壁面との間隔（最上部を除く。）は0.3m（ひさし等の突起物のある場合は突起物の先端から0.5m（突起物が入口金具から下方3m以内の場合は0.3m））以上とすることができる。 

第4章 消防用設備等の技術基準
第15 避難器具

避難器具の種類	降 下 空 間
○ 救 助 袋 （ 垂 直 式 ）	救助袋の中心から半径1m以上の円柱形の範囲 ただし、救助袋と壁との間隔は0.3m（ひさし等の突起物がある場合は救助袋と突起物の先端との間隔は0.5m（突起物が入口金具から下方3m以内の場合は0.3m））以上 
○ 滑 り 台	滑り台の滑り面から上方に1m以上及び滑り台の両端から外方向に0.2m以上の範囲 

第4章 消防用設備等の技術基準
第15 避難器具

避難器具の種類	降 下 空 間
○滑 り 棒 ○避 難 ロ ー プ	器具を中心とした半径0.5mの円柱形の範囲 ただし、避難ロープで壁面に沿って降下する場合の壁面側は、この限りでない。 
○避 難 橋 ○避難用タラップ	避難橋、又は避難用タラップの踏み面から上方2 m以上及び当該器具の最大幅以上 

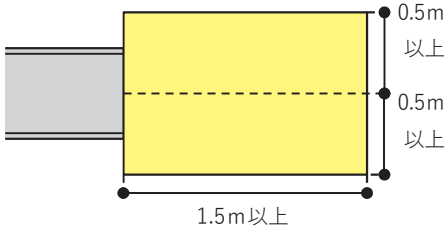
第4章 消防用設備等の技術基準
第15 避難器具

第 15-6 表

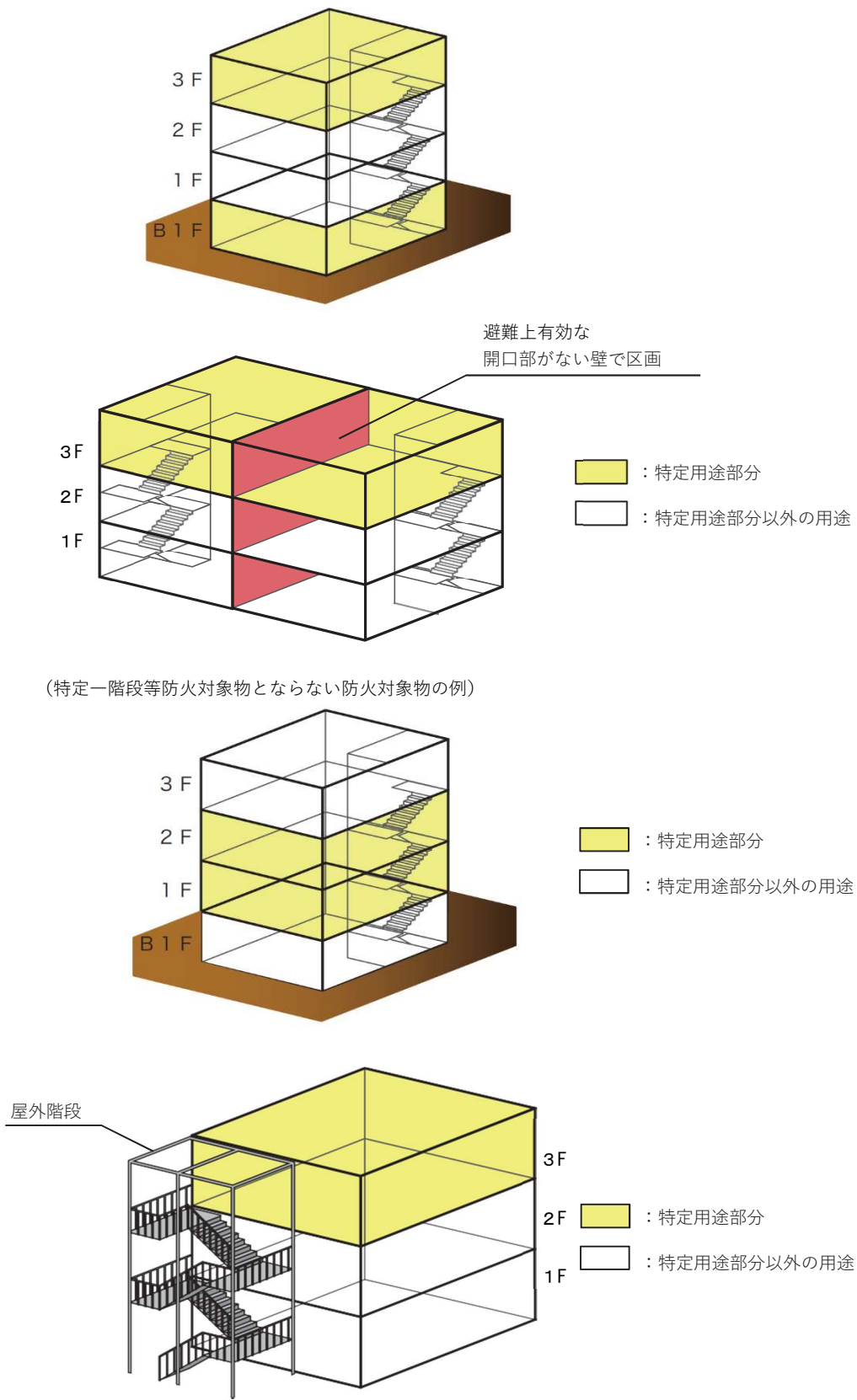
避 難 空 地

避難器具の種類	避 難 空 地	
○避難はしご (避難器具用ハッチに格納したものを除く。)	降下空間の水平投影面積以上の面積	
○緩降機		
○救助袋 (垂直式) (避難器具用ハッチに格納したものを除く。)		
○避難はしご (避難器具用ハッチに格納したもの。) ○救助袋 (避難器具用ハッチに格納したもの。)	降下空間の水平投影面積以上の面積	
○救助袋 (斜降式)	展張した袋本体の下端から前方2.5m及び当該救助袋の中心線から左右それぞれ1m以上の幅	

第4章 消防用設備等の技術基準
第15 避難器具

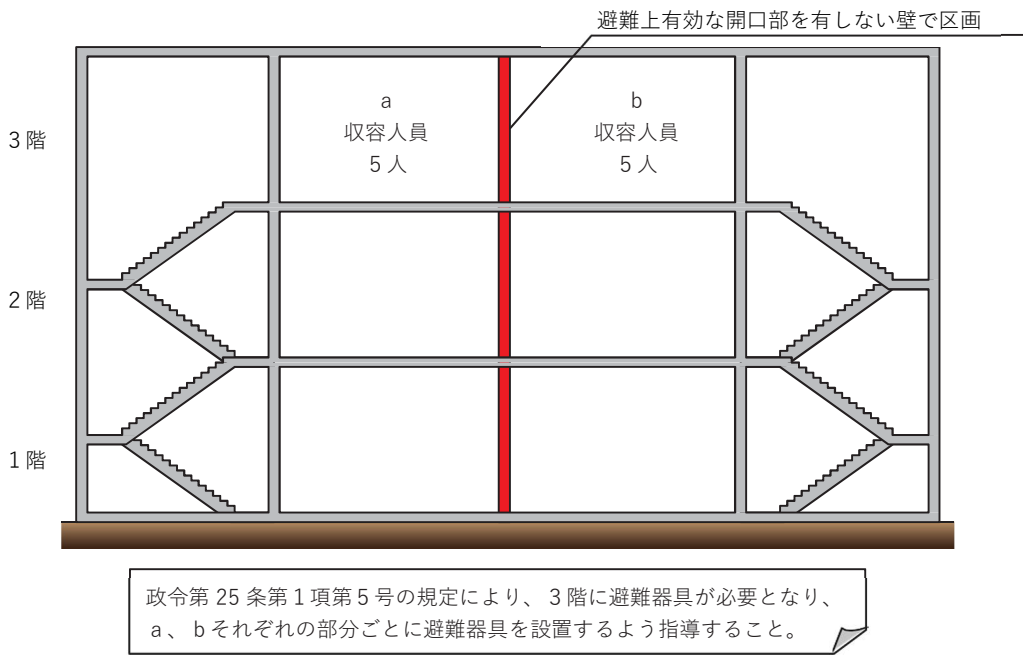
避難器具の種類	避難空地	
○滑り台	滑り台の下部先端から前方1.5m以上及び滑り台の中心線から左右にそれぞれ0.5m以上の範囲	
○滑り棒 ○避難ロープ ○避難橋 ○避難用タラップ	避難上支障のない広さ	

第4章 消防用設備等の技術基準
第15 避難器具



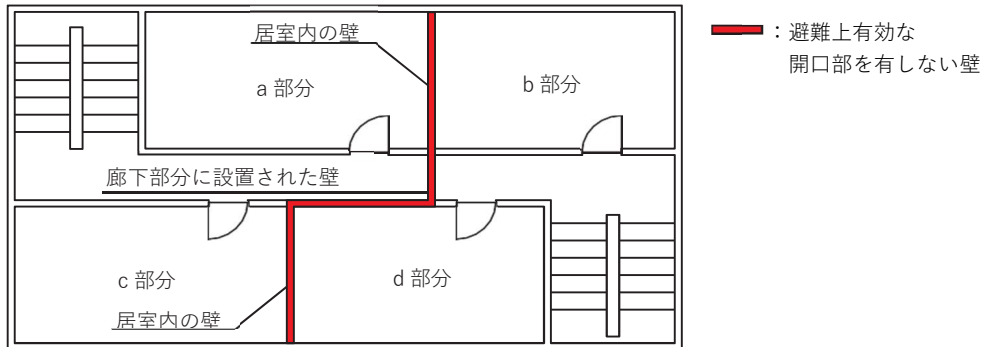
第 15- 1 図

第4章 消防用設備等の技術基準
第15 避難器具



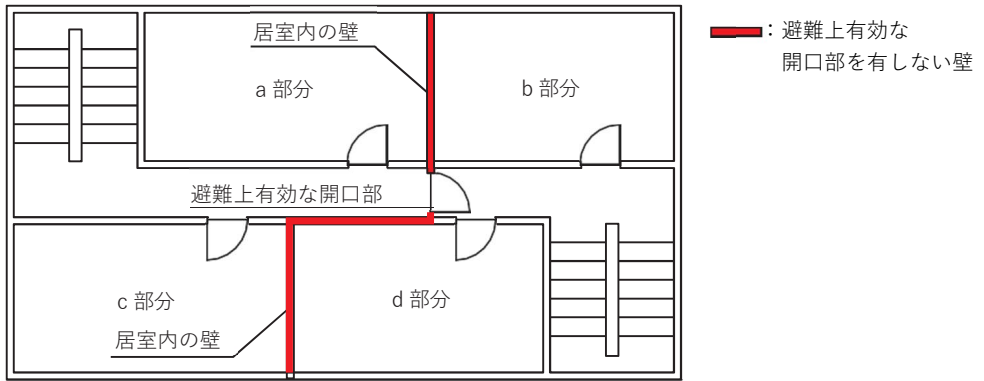
第15-2図

(避難上有効な開口部を有しない壁で区画された部分の直通階段が1の場合の具体例)



判定：階が2つに区画され、それぞれの避難上有効な開口部を有しない壁で区画された部分に直通階段が1のみ

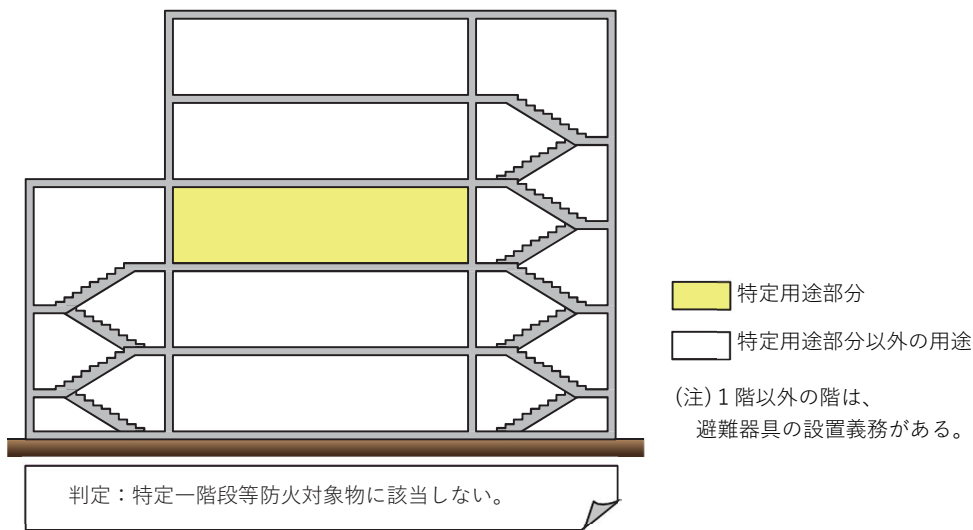
(避難上有効な開口部を有しない壁で区画された部分の直通階段が2の場合の具体例)



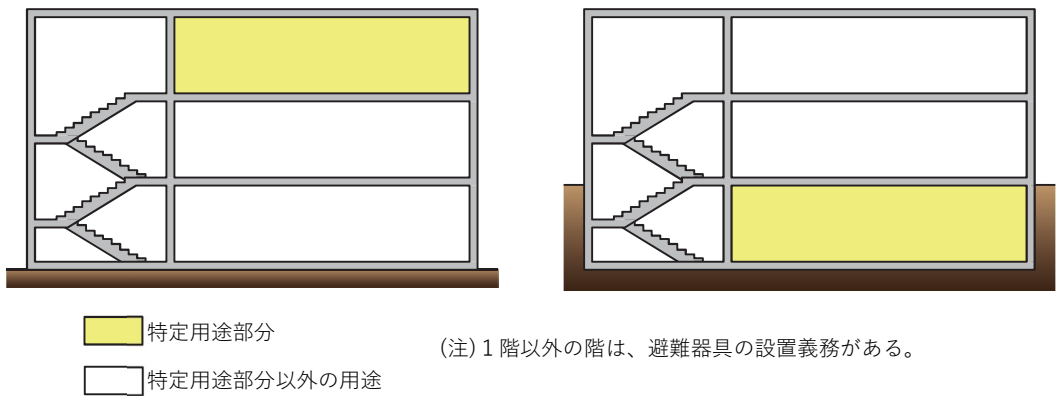
判定：避難上有効な開口部があるため階が2つに区画されておらず、2の直通階段が使用可能

第15-3図

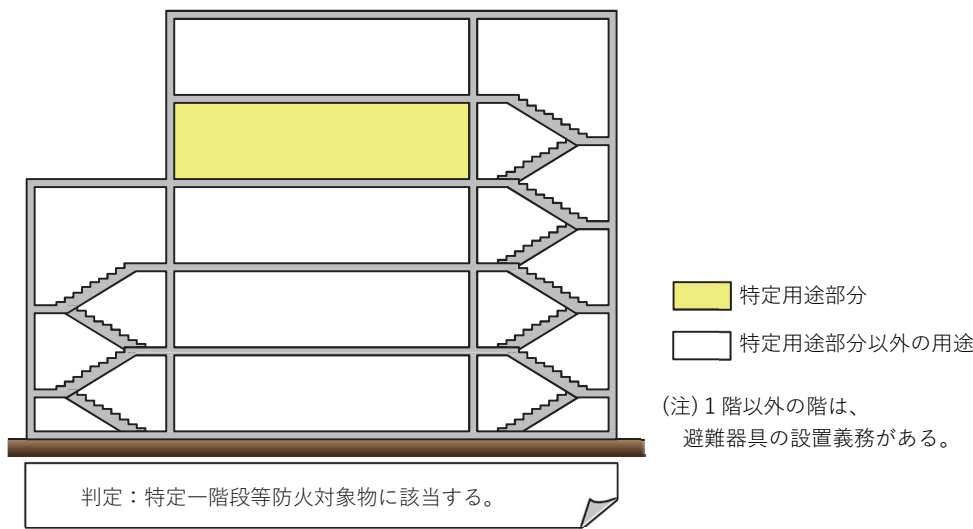
第4章 消防用設備等の技術基準
第15 避難器具



第 15- 4 図

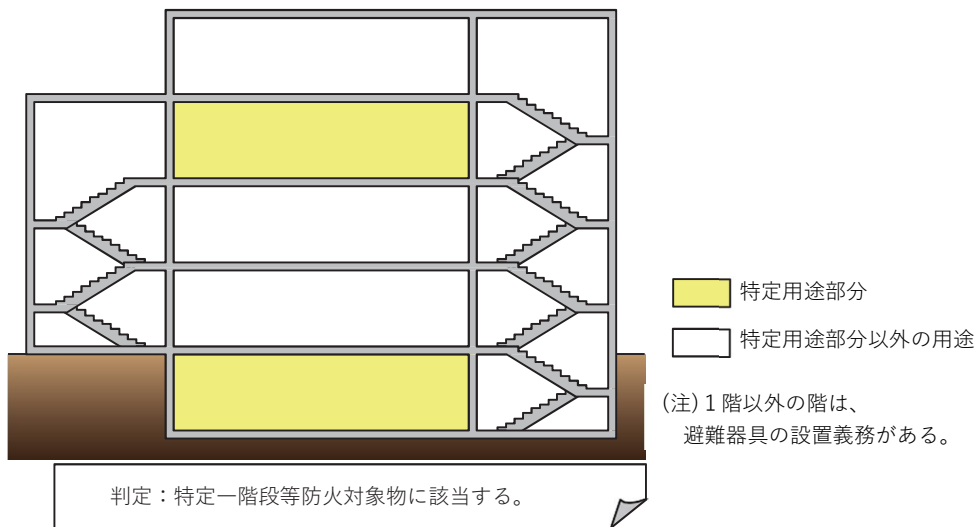


第 15- 5 図

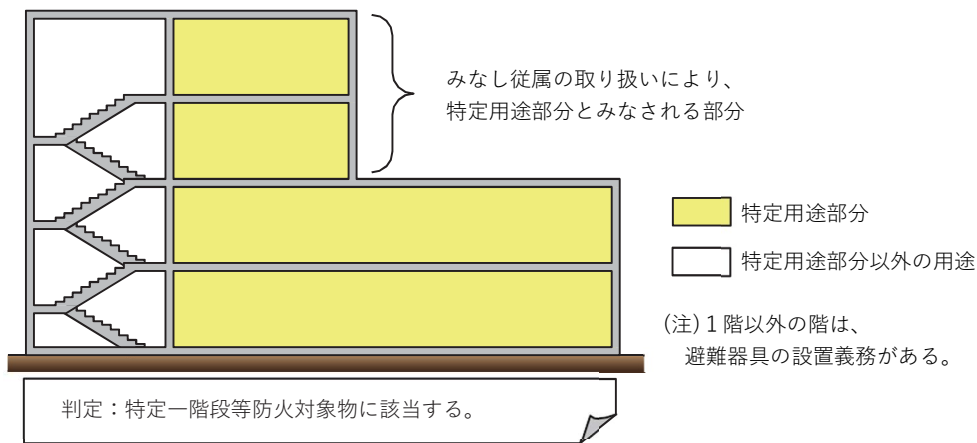


第 15- 6 図

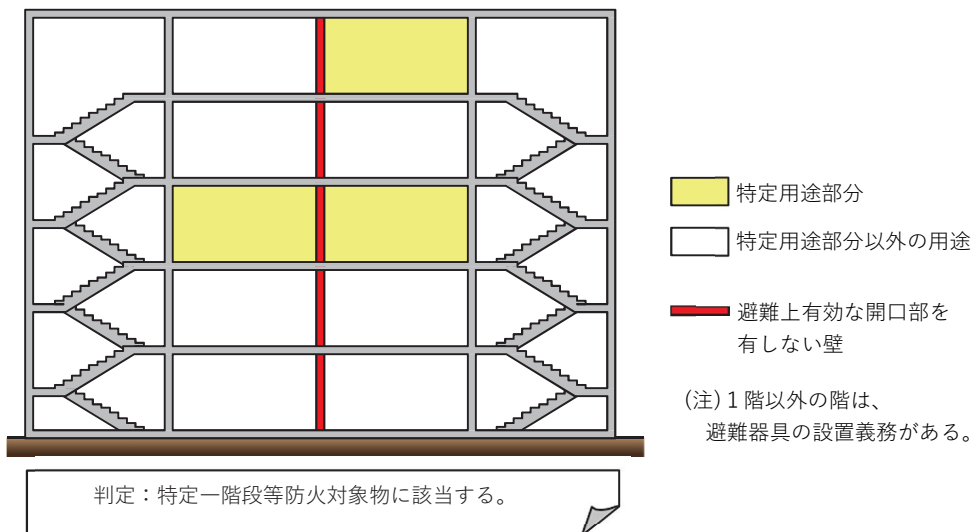
第4章 消防用設備等の技術基準
第15 避難器具



第 15- 7 図

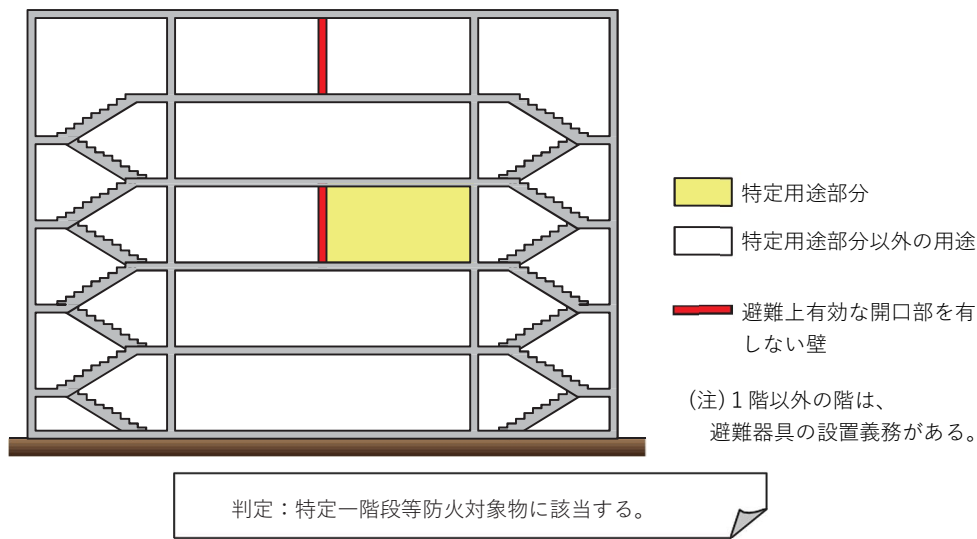


第 15- 8 図

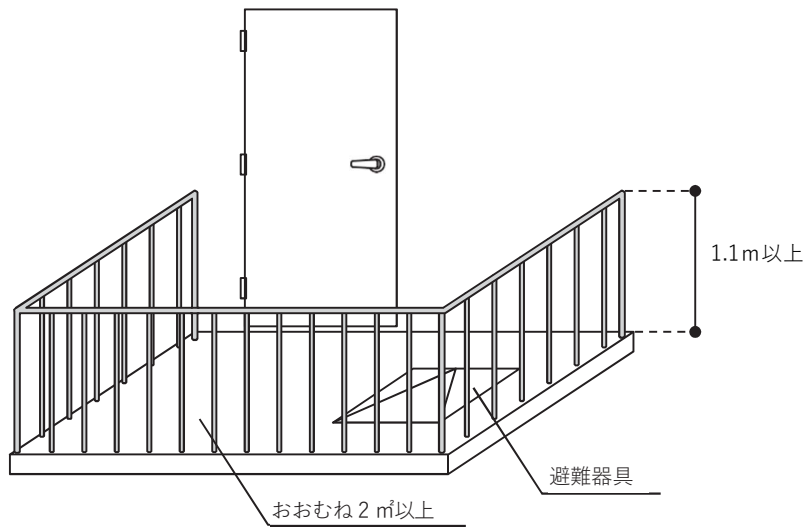


第 15- 9 図

第4章 消防用設備等の技術基準
第15 避難器具

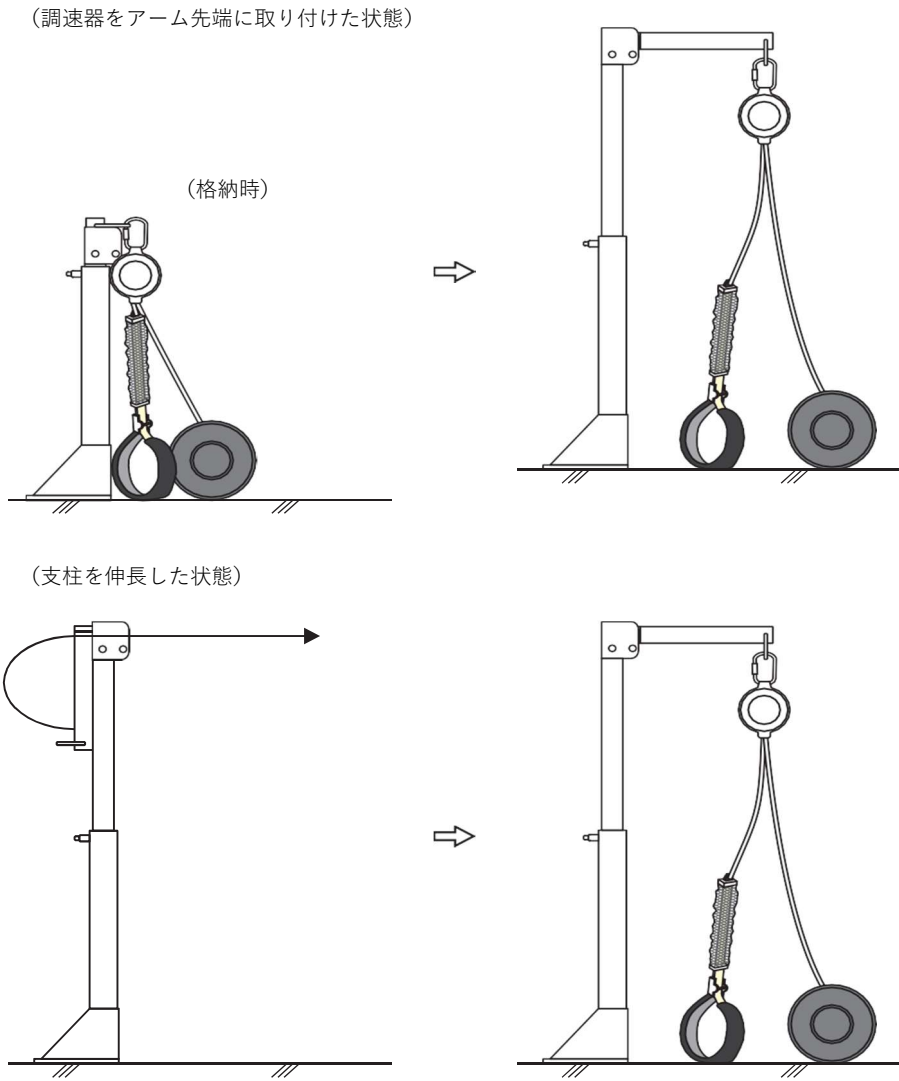


第 15-10 図



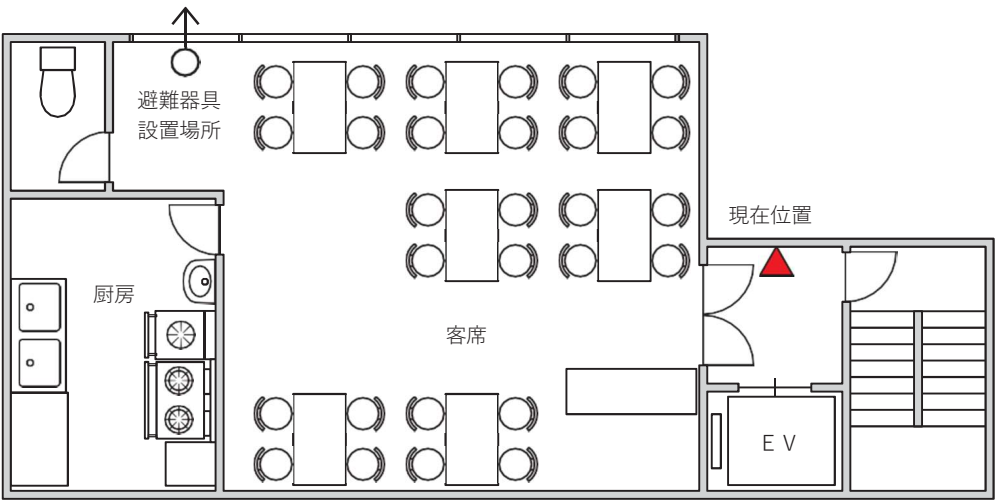
第 15-11 図

第4章 消防用設備等の技術基準
第15 避難器具



第 15-12

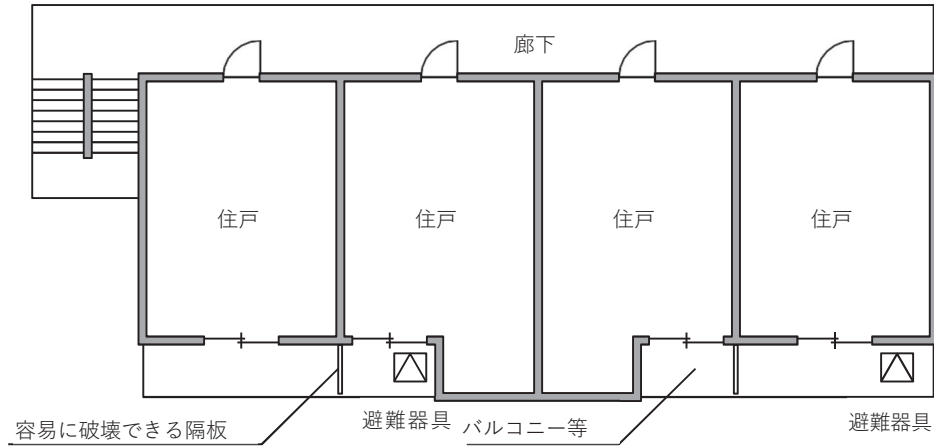
(避難器具設置等場所標識の例)



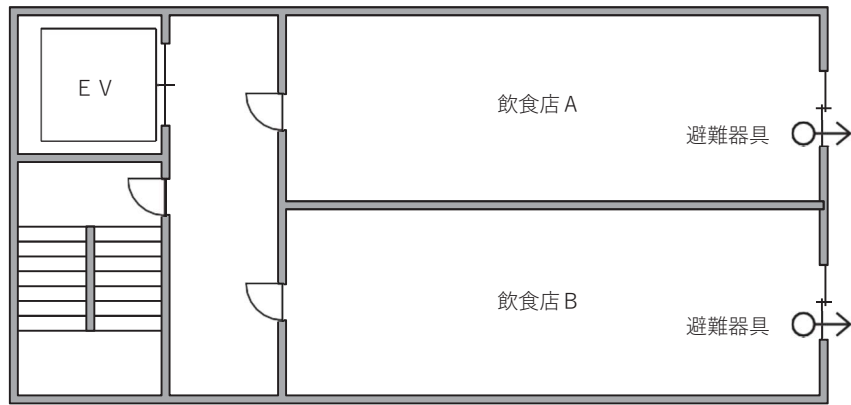
第 15-13 図

第4章 消防用設備等の技術基準
第15 避難器具

(共同住宅に設ける場合の例)

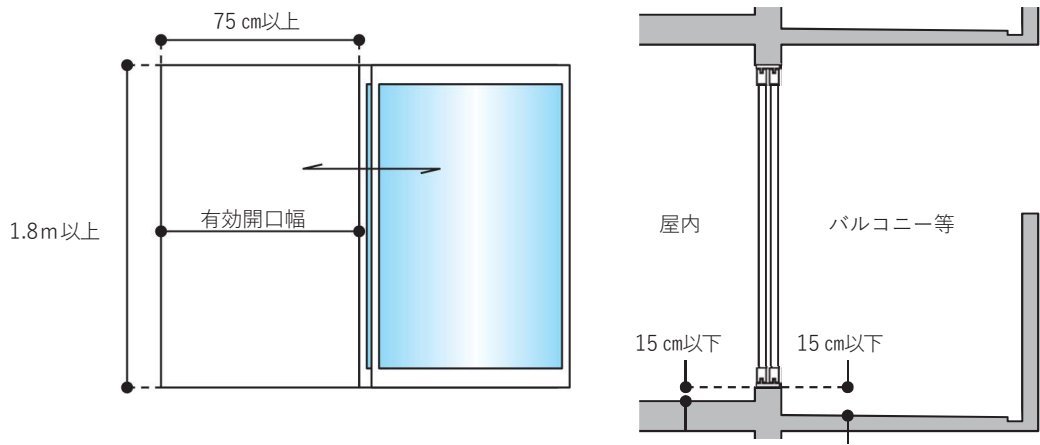


(飲食店に設ける場合の例)



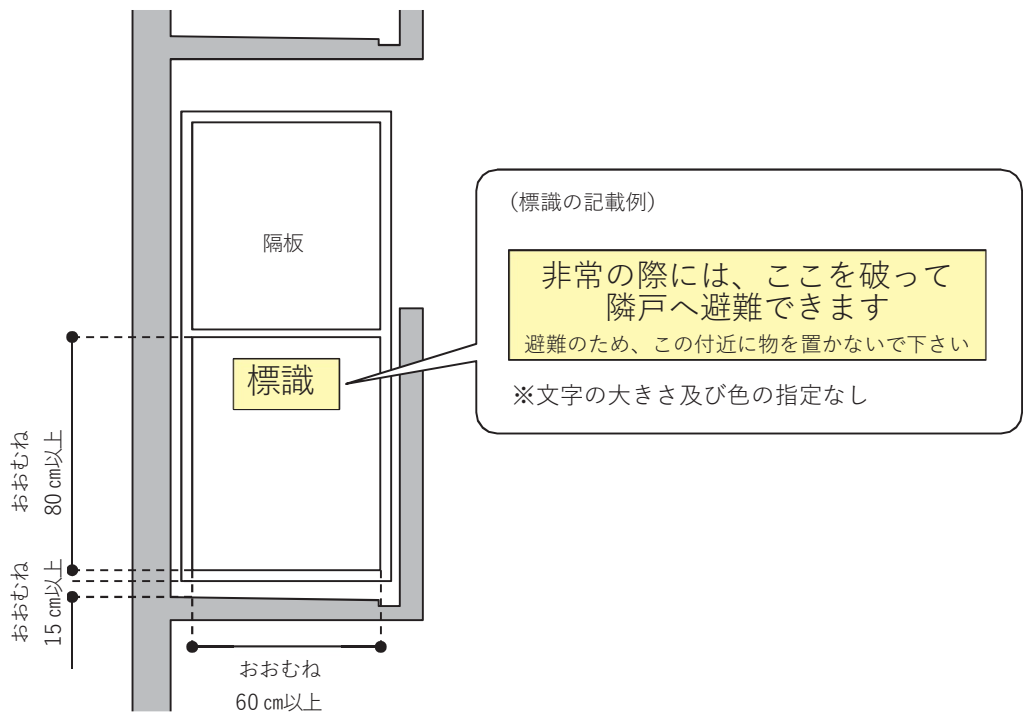
飲食店 A と B の営業時間が異なり、階の各部分から避難器具に至る経路が確保できない場合

第 15-14 図

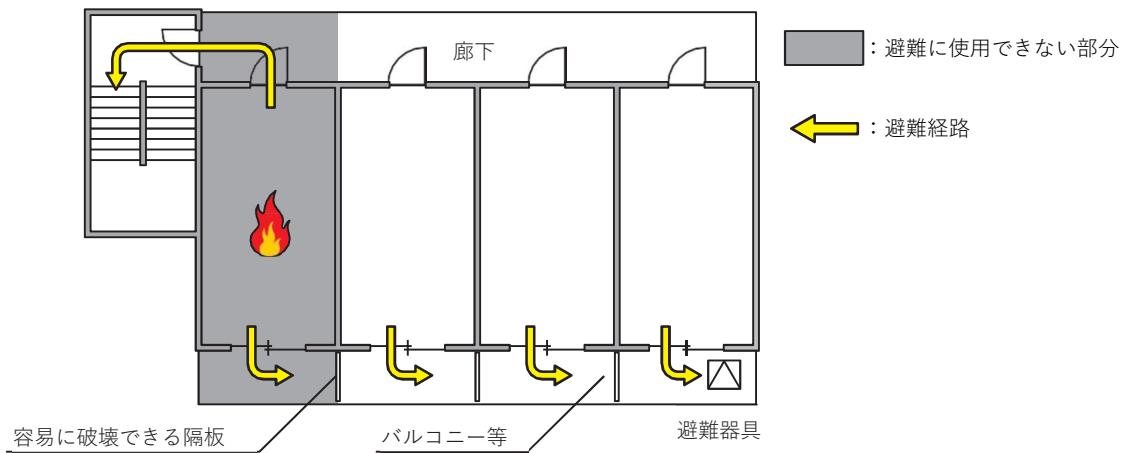


第 15-15 図

第4章 消防用設備等の技術基準
第15 避難器具



第 15-16 図



第 15-17 図